



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

本 店 所 在 地	大阪市中央区南本町 1 丁目 3 番 17 号
会 社 名	株 式 会 社 イ ッ コ 一
代表者の役職名	代表取締役社長 岡 本 隆 男
(コード番号	8 5 0 8)
(上場取引所	大阪証券取引所 市場 第 2 部)
決 算 期	3 月
問い合わせ先	常務取締役 竹 内 豊
電 話 番 号	06-6263-1500

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

当社の「企業理念」及び「行動理念」（平成 18 年 3 月 1 日制定）

企 業 理 念

フィナンシャルサービスを通じて、

お客さまと「ありがとう」をわかち合い、「豊かな経済」の発展に貢献する。

行 動 理 念

私たちは相互の「ありがとう」を実現するため

「透明性」「迅速性」「信頼性」を念頭に行動いたします。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は新たに上記「企業理念」及び「行動理念」を制定し、これを経営の基本として業務運営の効率性、情報の正確性、コンプライアンス体制を充実強化し、会社資産の健全化を追求する。これを実践するため、法令、定款の遵守はもとより、別に定める「コンプライアンス規則」に基づく行動規範・企業倫理の遵守の徹底を図る。また取締役及び使用人がこうした社会規範・倫理・法令等の遵守及び浸透を率先垂範することにより公正かつ適切な企業活動の実現と社会との調和を図るものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役は法定の議事録及び任意の経営会議議事録のほか、重要な職務の執行に係る文書等を、その添付資料と共に、社内規程の定めるところによりこれを適切に保存し管理する。また本件資料については取締役、監査役は常時閲覧することができるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクについては以下の内容にて取り組むものとする。

- (1) 「リスク管理規程」に基づき、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、常時リスクに対する意識を高める。
- (2) 上記規程に基づき、潜在リスクについて具体的に記述した「リスク管理運用基準」をリスクごとに制定し、潜在リスクに対する主管部署を定め、迅速な対処とより実践的な対応を可能にする。
- (3) 上記にもかかわらず不測の事態が発生した場合は、社長もしくは総務部担当役員を責任者とする対策本部を発足させ速やかな調査と対応策を実践する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は月一回の定期取締役会（原則第2金曜日）及び随時開催される臨時取締役会にて進捗管理、経営の重要事項及び個別案件の決議を行い、また取締役会付議前の案件を協議する経営会議を月2回（第1及び第3月曜日）開催し、横断的な観点からの検討を行う。
- (2) 決定に基づく職務の執行については「組織規程」、「職務分掌規程」、並びに「職務権限規程」等に基づき担当役員が各責任者に対して指示し、執行される。また内容が部門間にまたがるような場合は担当役員間で調整を行い、効率的な執行体制を確保する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社は全て取締役会設置会社とし、当社の役員が取締役もしくは監査役として就任し、業務の適正性を監視できる体制とする。また子会社についても検査部及び監査役会が直接監査しうる体制とし、その報告は直接当社の社長に報告される体制とする。
- (2) 子会社の計数管理に関しては財務部及び経営企画室が分掌し、連結決算作成の管理監督を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が必要とした場合は、職務を補助する使用人を置くものとする。その場合当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項については監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、その独立性の確保に努める。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人は、業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行う。
- (2) 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事実が発生もしくは発生しうる恐れがあるとき、また役職員による重大な違反行為を発見したときは直接もしくは内部通報窓口経由にて監査役に報告するものとする。
- (3) 監査役は常時必要に応じ、取締役及び使用人に対して直接説明を求めることができる。
- (4) 監査役は、取締役会及び経営会議のほか、意思決定の過程、執行状況の把握のため随時委員会等の会議に出席することができる。また社長との定期的な意見交換により経営方針の確認等意思の疎通に努める。
- (5) 内部通報窓口の適切な運用管理により、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監査役への迅速な報告体制を確保するものとする。

以上